

令和6年度 授業料実質無償化に伴う手続きについて (事前のご連絡)

■令和6年度より、都立高等学校等の授業料が実質無償化される予定です。

新たな制度（授業料免除制度）の対象者は、就学支援金の審査で「所得要件により不認定となった生徒」であるため、今後は全ての生徒が就学支援金を申請することになります。

これに伴い、現在就学支援金を受給していない方は、4月以降に下記のとおり就学支援金申請等の手続きを行っていただく必要があります。手続きが必要な方には学校から通知しますので、通知をお待ちください。

○令和5年7月申請の審査結果が「認定」だった方

手続きは不要です。（令和6年7月に手続きが必要となる場合があります）

○令和5年7月申請の審査結果が「不認定」だった方

① 授業料免除制度の申請

○令和5年7月申請で不申請意向確認書を提出した方

① オンラインでの就学支援金申請手続き

② マイナンバー関係書類の提出

※過去にマイナンバーを提出したことがある方は提出不要です。

③ 授業料免除制度の申請（就学支援金の不認定となった場合）

本制度については現在確定しておらず、変更となる場合があります。また、個別のお問い合わせ（申請状況等）にはお答えできかねますので、ご了承ください。

4月以降、手続きが必要な方には、別途手続方法についてお知らせします。

※現在、本校ホームページに教育委員会からのリーフレットを掲載しています。今後もホームページ上で情報提供をさせていただく予定ですので、ご確認をお願いいたします。

【問合せ先】

東京都立上野高等学校

経営企画室 佐藤

Tel 03-3821-3706